

建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、鎌倉市が発注する工事に適用する。

I. 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 解体工事 建築物にあっては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあっては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (9) 分別解体等
 - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
 - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。
- (10) 再資源化
 - 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するもので次に掲げる行為をいう。
 - ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
 - イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。
- (12) 建設発生木材等 建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (13) 建設リサイクル資材
 - 神奈川県県土整備局の「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品の資材をいう。
 - 認定対象品目は、神奈川県ホームページを参照する。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f7309/index.html>
- (14) 再生資源利用促進計画（実施）書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画（実施状況）をいう。
- (15) 再生資源利用計画（実施）書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画（実施状況）をいう。

Ⅱ. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 元請業者は、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事（小規模工事等又は調査対象となる建設資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い工事は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順に基づき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	生コンクリート、コンクリート二次製品（有筋、無筋）など
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	山砂、建設発生土、土質改良土、建設汚泥処理土、再生コンクリート砂（RC-10）など
	砕石	鉋さい、クラッシャーラン、ぐり石など
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥を除く）	

2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ
<https://www.recycle.jacic.or.jp/>
 から建設副産物情報交換システムにログインする。
 システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成）
- (3) 建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を施工計画書に添付するとともに、監督職員に提出して説明すること。
- (4) 建設リサイクル法の規定による対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (5) 工事完成時は、上記（3）により作成した計画書を実施書（最終データに修正）に書き換える。
- (6) 各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。
- (7) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」、「再生資源利用(促進)実施書」及び上記（6）で確認した「チェックリスト」を印刷し、監督職員に提出する。
- (8) 上記（4）の対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）と照合するなどし、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
 なお、建設副産物情報交換システムに工事情報（実施状況）を登録した場合は、再資源化等報告書を監督職員に提出されたものとみなす。
- (9) 資源有効利用促進法の規定による再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書の作成等対象工事にあつては、作成した再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書により監督職員に提出して説明するとともに、公衆の見えやすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
- (10) 上記（9）により作成した計画書については、工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換え、監督職員に提出するとともに、その内容を報告すること。
- (11) 再生資源利用促進計画（実施）書及び再生資源利用計画（実施）書は、5年間保存すること。

3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の入力値について
 建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山 m^3 」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締め m^3 」（表2 土量の変化率Cを考慮）で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00

軟岩Ⅰ	軟岩Ⅱ	中硬岩	硬岩Ⅰ
1.15	1.20	1.25	1.40

(例)

掘削 1 0 0 m^3
 埋戻し 2 0 m^3 （締め m^3 ）・・・「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。
 2 2 m^3 （地山 m^3 ）・・・「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。
 2 0 m^3 ／変化率C（仮に0.9とする）＝2 2 m^3
 処分 7 8 m^3 （地山 m^3 ）・・・「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。
 1 0 0 m^3 －2 2 m^3 ＝7 8 m^3

(2) 建設資材利用について

ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

- ・ 表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表（以下、「認定一覧表」という。）を参照する。

認定一覧表は、神奈川県のホームページを参照する。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f7309/index.html>

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目（建設資材の「分類」）	建設リサイクル資材の品目名
土砂（建設汚泥処理土）	再生改良土
	再生流動性埋戻土
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物
砕石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品（無筋）※
	再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等）
	再生骨材コンクリート
	再生生コンクリート
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品（有筋）※
木材	再生木質ボード
	再生集成材・合板
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・ 「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・ 「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・ 「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。

イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には 0 を入力する。

ウ RC-10（再生砂）を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土））について

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5. 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材 A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5. 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材 B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5. 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5. 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

オ 建設発生土を鎌倉市手広受入地に搬出する場合は、「搬出先名称」を「鎌倉市手広受入地」、「搬出先の区分」を「民間」、「搬出先の種類」を「5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード（再利用の目的がある場合）」と選択する。

また、搬出先を鎌倉市手広受入地に指定された工事の場合は、「施工条件の内容」を「1. A指定処分（発注時に指定されたもの）」と選択する。

カ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類」を「5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード（再利用の目的がある場合）」と選択する。